

令和 6 年 第 2 回

菊陽町議会 4 月臨時会会議録

令和 6 年 4 月 11 日

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会4月臨時会会議録

令和6年4月11日（木）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和6年第2回菊陽町議会4月臨時会)

令和6年4月11日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第1号から同意第11号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））

日程第9 報告第7号 令和5年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第10 同意第10号 菊陽町監査委員の選任について

日程第11 同意第11号 菊陽町固定資産評価員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	鬼塚 洋 さん	2番	吉村 恭輔 さん
3番	藤本 昭文 さん	4番	馬場 功世 さん
5番	廣瀬 英二 さん	6番	矢野 厚子 さん
7番	大久保 輝 さん	8番	西本 友春 さん
9番	佐々木 理美子 さん	10番	中岡 敏博 さん
11番	布田 悟 さん	12番	佐藤 竜巳 さん
13番	甲斐 榮治 さん	14番	岩下 和高 さん
15番	上田 茂政 さん	16番	小林 久美子 さん
17番	坂本 秀則 さん	18番	福島 知雄 さん

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 優誠 さん
書 記 廣田 沙織 さん
書 記 吉本 香奈 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 さん	副 町 長	小 牧 裕 明 さん
教 育 長	二 殿 一 身 さん	総 務 部 長	板 楠 健 次 さん
住民生活部長	渡 辺 博 和 さん	健康福祉部長	梅 原 浩 司 さん
産業振興部長	山 川 和 徳 さん	都市整備部長	井 芹 渡 さん
総 務 課 長	村 上 健 司 さん	総合政策課長	今 村 太 郎 さん
財 政 課 長	澤 田 一 臣 さん	税 務 課 長	吉 本 雅 和 さん
健康・保険課長	岩 下 美 穂 さん	子育て支援課長	石 原 俊 明 さん
農 政 課 長	阪 本 和 彦 さん	建 設 課 長	出 田 稔 さん
都市計画課長	阿久津 友 宏 さん	下 水 道 課 長	丸 山 直 樹 さん
総務課総務法制係長	高 山 智 裕 さん	教 育 部 長	矢 野 博 則 さん
学 務 課 長	平 征 一 郎 さん		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

- 議長（福島知雄さん） ただいまから令和6年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（福島知雄さん） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、17番坂本秀則さん、1番鬼塚洋さんを指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

- 議長（福島知雄さん） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（福島知雄さん） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（福島知雄さん） 日程第3、諸般の報告を行います。
本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第1号から同意第11号までを一括議題

- 議長（福島知雄さん） 日程第4、町長提出承認第1号から同意第11号までの6件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

- 議長（福島知雄さん） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。
吉本町長。

- 町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。
議員各位におかれましては、令和6年第2回菊陽町議会臨時会をお願いいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただき、誠にありがとうございます。
急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところでもあります。

それでは、提案しております6件の付議事件について提案理由を申し上げます。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例の一部を改正したもので、主な改正点は、令和6年度に限り実施されます個人住民税所得割額からの定額減税に伴う改正、固定資産税の土地に係る負担調整措置の延長などであります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正したもので、改正点は、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び減額の基準の改正であります。

承認第3号は、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）について、専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から5億546万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を236億4,477万5,000円と定めたものであります。

報告第7号は、令和5年度菊陽町下水道事業会計繰越計算書についてであります。

内容は、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰り越した令和5年度菊陽町下水道事業会計の繰越額について、同条第3項の規定により報告するものであります。繰越額は、1億6,665万4,679円であります。

同意第10号は、菊陽町監査委員の選任についてであります。

監査委員の橋本輝也様が3月31日をもって退任されましたので、その後任といたしまして、牧野俊彦様を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第11号は、菊陽町固定資産評価員の選任についてであります。

村上健司固定資産評価員の後任といたしまして、町の税務課長でもあります吉本雅和氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島知雄さん） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（福島知雄さん） 日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和さん） おはようございます。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。

改正の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、1つ目が、能登半島地震災害に係る雑損控除の特例になります。

2つ目が、個人住民税の所得割額からの定額減税になります。デフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高騰に追いついていない国民の負担を緩和するため実施されるもので、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されることになっております。

3つ目が、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係る現行措置の3年間延長になります。

このほかの改正は、関係法令等の改正に伴う項ずれ、字句の整理、読替規定の追加などあります。

それでは、15ページ進めていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。なお、改正には、関係法令等の条項の改正及び追加、追加に伴う項ずれなどもありますので、主なものについて御説明させていただきます。

新旧対照表の4ページを御覧ください。

下のほうになりますが、附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例に関するものです。令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害で大きな被害が生じたため、臨時、異例の対応として、個人住民税の所得割額がある納税義務者の選択により、能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出がある場合には、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とする特例が創設されました。

6ページを御覧ください。

附則第7条の5は、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除に関するものです。デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度に限り定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割額から減税額を控除することとされ、具体的には、納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限り、令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を実施するものです。なお、国外居住者は除くとされております。

20ページを御覧ください。

附則第11条の見出しの改正は、土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特例に関する用語の意義に関するものです。令和6年度の固定資産税の評価替えに伴い、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、土地に係る固定資産

税の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和8年度までとするものです。

なお、附則第11の2条から23ページの第13条までは、3年間延長した負担調整措置の土地全般、宅地、商業地と農地における負担調整の方法を示したものになります。

最初にお戻りいただきまして、11ページ進めていただき、改正分附則を御覧ください。

附則第1条、施行期日になります。第1条において、この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとしております。第1号の第56条の改正規定は令和7年4月1日からの施行、第2号の附則第4条の2を削る改正規定、公益信託に関する法律の施行の日に属する年の翌年の1月1日からの施行、改正分附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

なお、先ほど説明いたしました附則第1条第2号の公益信託に関する法律の法律番号が空欄になっておりますのは、現在開会中の第213回通常国会で審議中であり、現時点において、改正法律が公布されたとの確認ができていないことによるものです。関係法令を引用する場合で、制定年番号が未確定の段階で条例を制定せざるを得ないときは、番号部分を空欄として条例を制定することになり、当該関係法令の制定番号が確定した後、改めてその旨、公告の手続を行うことになります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例)

○議長（福島知雄さん） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和さん） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

今回の主な改正は2つで、国民健康保険税の課税限度額の引上げと国民健康保険税を軽減する所得判定基準についてであります。

それでは、3枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。右側が改正後になっております。

新旧対照表の1ページをお開きください。

国民健康保険税条例の第2条は、国民健康保険税の課税額についての規定になります。第1項が、略となっておりますが、第1項には、国民健康保険税の課税額は、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされたとされております。また、第2項、第3項、第4項において、それぞれの課税限度額が定められております。今回の主な改正の1つ目が、この課税限度額の改正になります。

第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものです。

2つ目が、第23条になります。第23条は、所得の少ない世帯に対して均等割額及び平等割額を減額する規定で、第1号が7割減額について、第2号が5割減額について、第3号が2割減額について、それぞれ定められています。

今回の改正は、第2号の5割減額及び第3号の2割減額に関するもので、減額措置に係る軽減判定所得の基準額を引き上げることにより、軽減世帯の対象を広げるものです。

1ページの第23条第1項の改正は、先ほどの第2条第3項の改正に伴う改正になります。

2ページをお開きください。

2号の5割減額では、被保険者1人につき加算する金額「29万円」を「29万5,000円」に引き上げるものです。

3ページをお開きください。

第3号の2割軽減では、被保険者1人につき加算する金額「53万5,000円」を「54万

5,000円」に引き上げるものです。

最初のページにお戻りいただきまして、1枚めくっていただき、改正分を御覧ください。

附則第1項で、この条例は令和6年4月1日から施行するとしております。

また、附則第2項において、この条例による改正後の菊陽町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））

○議長（福島知雄さん） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました各種交付金や国県支出金などの予算について、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年3月29日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和5年度菊陽町一般会計補正予算（第9号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額から5億546万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を236億4,477万5,000円と決めました。

第2条では、繰越明許費の補正を、第3条では、債務負担行為の補正を、第4条では、地方債の補正をそれぞれ定めています。

2ページからは、第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容は、11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正です。1の追加は、3件の事業について年度内の完了ができないため追加するもので、2の変更は、4件の事業について事業の進捗状況などにより限度額を変更するものです。

8ページをお開きください。

第3表の債務負担行為補正です。1の変更で、1件の事業について事業の実績により限度額を変更するものです。

9ページをお開きください。

第4表の地方債補正です。1の変更で、1件の事業について事業の内容により限度額を変更するものです。

15ページをお開きください。

ここから2の歳入になりますが、主に収入実績や交付決定などにより増減しているものになります。説明は、補正額の大きなものについて行います。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は、実績により4,365万7,000円増額しています。

項の4町たばこ税、目の1町たばこ税は、実績により8,865万3,000円増額しています。

19ページをお開きください。

款の13地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税、説明欄の特別交付税は、実績により7,809万2,000円増額しています。

23ページをお開きください。

款の19財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入は、第2土地区画整理地内の町有地を売却したもので、3億2,542万8,000円増額しています。

款の20寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の2ふるさと寄附金は、令和4年度に比べ、年度後半の伸びが低かったため、7,600万円減額しているものですが、令和4年度収入額よりも約2,000万円の増額となる見込みでございます。

款の21繰入金、項の2基金繰入金は、一般財源の増加により、目の1財政調整基金繰入金を

5億6,000万円、目の3 公共施設整備基金繰入金を1億3,900万円、次の24ページになりますが、目の6 社会福祉振興基金繰入金を4,550万円、目の8 学校建設基金繰入金を1億3,600万円、それぞれ減額しています。

25ページをお開きください。

ここから3の歳出になりますが、主に、入札や申請等の実績による予算残の減額及び実績に基づく時間外勤務手当の増額となっております。説明は、補正額の大きなものについて行います。

款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の6 企画費、節区分の7 報償費、説明欄の報償品は、ふるさと寄附金に係る返礼品の費用になりますが、実績により5,355万6,000円減額しています。

29ページをお開きください。

款の3 民生費、項の2 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費、節区分の24積立金、説明欄の子育て支援施設等整備基金積立金は、公立保育所整備のための財源として3,000万円計上しています。

目の2 児童措置費、節区分の19扶助費、説明欄の児童手当は、実績により3,745万2,000円減額しています。

35ページをお開きください。

款の8 土木費、項の2 道路橋梁費、目の3 道路新設改良費、節区分の12委託料、説明欄の測量設計等委託料は、工事請負費から予算を組み替えるもので、南方大人足線の地質調査業務などで3,500万円増額しています。節区分の14工事請負費、説明欄の道路改良工事は、菊陽空港線延伸計画道路事業で現況に合わせた設計変更や入札による執行残などで1億2,600万円減額しています。

最後に、42ページをお開きください。

款の14 予備費は、歳入歳出予算調製のため291万1,000円増額しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子さん。

○16番（小林久美子さん） 座ったまま失礼します。

ページ7ページの繰越明許費の補正で、変更の土木費の菊陽空港延伸計画道路事業が、補正前と補正後は、補正前が10億円と補正後5億円ぐらいなので、かなり差があると思いますが、この内容についてお願いします。

○議長（福島知雄さん） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えいたします。

令和5年度の菊陽空港線の事業につきましては、用地買収費、それと工事費、それと建物等の補償費が主なものでございました。補正前の10億円の予算でございますけれども、これは主に用地費、補償費の予算でございます。今回、令和5年度におきまして、用地費、補償費の用地契約率が100%ということで事業進捗しております。その分の減額をしております、今回補正後に5億9,100万円ということで減額をさせていただいております。

以上になります。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はありませんか。

鬼塚洋さん。

○1番（鬼塚 洋さん） 23ページのふるさと寄附金で、先ほど、何か後半の伸びが悪かったから補正をかけたとおっしゃいましたが、その後半の伸びが悪かった原因と、来年に向けてそれを是正する対策はどのように考えられておりますか。

○議長（福島知雄さん） 総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん） それでは、今いただいた御質問についてお答えさせていただきます。

例年、年末、12月の時期に、大体ふるさと寄附金のほうが伸びてくる傾向でございます。今年もそれを見込んで予算のほうをつくっておったんですが、昨年度は、10月に総務省のふるさと寄附金の見直しがありまして、そちらのほうの寄附金の前に、9月の時点で伸びがございました。ですので、例年は12月に伸びるところが、今回ふるさと納税の返礼品の見直しを各自治体が行ったということで、その前の9月に、通常12月で伸びるところが9月で伸びていたというふうに分析しております。ですので、来年度につきましては、やはり12月に伸びる傾向ではございますので、今年度の予算につきましても、例年の12月の伸びを計算しながら、寄附金を予算計上していきたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄さん） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 報告第7号 令和5年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（福島知雄さん） 日程第9、報告第7号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（丸山直樹さん） おはようございます。

報告第7号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

令和5年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

次のページの繰越計算書をお開きください。

繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は、汚水事業（未契約繰越分）ほか13事業であります。

次のページで、建設改良費の合計は、予算計上額5億474万2,000円のうち、翌年度繰越額1億6,665万4,679円であります。この財源といたしましては、国県支出金等で、国庫補助金が4,999万円、企業債が1億390万円、損益勘定留保資金が1,276万4,679円としております。

計算書の1ページ目に戻っていただき、繰り越しました主な理由につきましては、汚水事業では、4段目の菊陽第4汚水枝線築造工事の中尾地区について、関係者の協議に期間を要し、発注が遅れたため、年度内の竣工が困難となりました。また、その下段の菊陽空港線污水管移設工事5-1と、その下の菊陽空港線污水管移設工事5-2につきましては、県の施行区間である跨線橋の施工に関連した支障となる污水管の移設工事ですが、県工事の進捗に合わせた発注時期で調整したため、年度後半の発注となり繰り越すことになりました。

次のページの雨水事業では、2段目の花立第2雨水枝線築造工事5-2について、下流側の工事完了後に着手するとして発注時期の調整を行ったため、年度内の竣工が困難となりました。

改築更新事業では、5段目の堀川・菊陽污水中継ポンプ場污水ポンプ取替え工事で、老朽化したポンプを取り替えることとしておりますが、半導体不足の影響により機器の納入が遅れており、年度内の竣工が困難となり繰り越したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これで報告第7号令和5年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 同意第10号 菊陽町監査委員の選任について

○議長（福島知雄さん） 日程第10、同意第10号菊陽町監査委員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、同意第10号菊陽町監査委員の選任について説明いたします。

代表監査委員の橋本輝也様から、本年3月31日をもって監査委員を辞したいとの願いが出されて、辞職の承認をしたところでございます。

後任に牧野俊彦様を監査委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

牧野俊彦様の生年月日、住所は記載のとおりでございます。

別紙でお配りしております関連資料を御覧ください。

経歴につきましては、昭和53年4月に熊本県に入庁、地方課を皮切りに多くの部署で勤務をされ、平成19年からは健康福祉部健康危機管理課長を、平成23年からは知事公室危機管理監を、平成26年からは監査委員事務局長を歴任され、平成28年3月に熊本県を退職されています。その後、熊本県国民健康保険団体連合会の常任理事を務められ、令和4年5月からは公益社団法人熊本県栄養士会の監事をされています。

牧野様は、人格が高潔で、地方自治体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し、優れた知識や経験が豊富であり、監査委員として適任でありますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第10号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 同意第11号 菊陽町固定資産評価員の選任について

○議長（福島知雄さん） 日程第11、同意第11号菊陽町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

総務部長、説明を求めます。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、同意第11号菊陽町固定資産評価員の選任について説明いたします。

町の固定資産評価員につきましては、町の税務課長を充てるべく、令和3年5月に当時の村上健司税務課長を固定資産評価員に御承認いただきましたが、本年4月1日総務課長として異動いたしました。固定資産評価員は充て職ではございませんが、町としましては、税務課長を固定資産評価員に充てたいと思っております。

また、現固定資産評価員の村上総務課長から、本年4月30日をもって固定資産評価員を辞したいとの願いが出されまして、辞職を承認したところでございます。

そこで、現税務課長の吉本雅和氏を固定資産評価員に選任したく、地方税法404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

吉本雅和氏の住所、生年月日は記載のとおりでございます。

別紙でお配りしております関連資料を御覧ください。

経歴についてですが、平成4年4月に菊陽町に採用され33年目になります。様々な部署を経験し、現在は、3度目の税務課勤務であります。町長が行います固定資産の価格決定の補助をする者として適任でございますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄さん） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第11号について、賛成、反対のボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（福島知雄さん） 押し間違い、押し忘れございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（福島知雄さん） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、同意第11号は原案のとおり同意することに決定されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和6年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時42分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福島 知 雄

菊陽町議会議員 坂 本 秀 則

菊陽町議会議員 鬼 塚 洋

菊陽町議会会議録  
令和6年第2回4月臨時会

令和6年4月発行

発行人 菊陽町議会議長 福島知雄  
編集人 菊陽町議会事務局長 内藤優誠  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL(096) 232-4919